

◇ 令和 5年度 指定管理者事業評価書

施設名	草津市立新田会館・新田教育集会所			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	人権政策課	児童生徒支援課	初年度	57,125,000円		51,827,319円	適切に予算執行が行われた。	協定に基づきサービスの安定と良質な経営を図る
施設HPアドレス	https://kokoronowa.or.jp/guide/		2年目	57,125,000円		51,792,226円	適切に予算執行が行われた。	協定に基づきサービスの安定と良質な経営を図る
指定管理者名	NPO法人 心輪		3年目					
指定期間	令和4年4月1日	～ 令和7年3月31日	4年目					
評価対象期間	令和5年4月1日	～ 令和6年3月31日	5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成31年4月1日
施設の供用開始日	昭和46年4月1日
指定管理導入前の運営形態	市直営 + 一部事務委託

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆
令和5年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市隣保館等運営審議会の令和4年11月の答申に基づき出された基本方針「開かれた隣保館等の今後のあり方について」を踏まえ、今日までの取組を検証しながら、①「交流・利用の活性化」②「相談事業の強化および新たな展開」③「教育・啓発のさらなる充実」に向けて積極的に推進する。		各種事業や維持管理について、仕様書に定められた基準を満たしている。 講座に関して、前年度より参加者が増加しており、アンケートの結果も概ね良好である。 また、教育に関する事業で関係団体の後援を取り付けたり、子育て支援に関する事業で参加対象を広げるなど、参加者の拡充を図ることで隣保館の認知拡大に努められた。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
令和5年度は、コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、日常的に高齢者の利用率が高い当隣保館においては、マスクの着用や手指の消毒を推奨しながら館の運営を行った。このような必要最小限の感染症対策をとりながら、今まで控えていた交流を主とする事業の推進に力を入れた。特に館事業の多くについて、①学区内に周知すること。②共催や後援など協力を求められる部分については広く学区の諸団体に協力を求めること。③広く学区内から当館事業への参加を受け入れること。を進め、力強く一歩を踏み出した。		地域の実情に精通したNPO法人を非公募で指定したことにより、訪問による相談事業等、利用者との関係が構築できている。 貸館については、減免利用が多く、貸館収入は年間で44,600円と少額であることから、利用料制を導入するメリットが少なく、現行の使用料金制が適している。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・草津市立新田会館と草津市立新田教育集会所の運営及び維持管理に関すること。 ・草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の企画・運営に関すること 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

仕様書P2 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(2)文化の向上、社会福祉の増進および健康水準の向上に関する業務について				
評価項目1	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	「人生100年生き生きプラン」では元大学の先生によるスポーツ教室や市内の病院長による気軽な健康相談などを加え充実を図り、参加してもらいやすいよう広報にも努めた。結果山田学区・笠縫学区等からの参加者もみられるようになってきた。また「100歳体操」に加え、市の地域保健課の指導を受けオーラルフレイル対策として「口腔体操」を取り入れ実施し始めた。また「子育て支援活動」についても、山田学区の社会福祉協議会と協働した取組を隣保館別館の児童館において定期的に開催することができ、参加者の拡充が図れてきた。	上半期評価	仕様書の内容に沿った事業を実施できている。事業内容の検討や、広報の努力により、学区外からの参加者もみられるようになってきた。これまで会館の事業全体で他機関との連携を重視し、参加者の幅を広げることに努めてこられた成果が出てきたと言える。結果、講座全体の参加者が、昨年度同時期よりも増加した。(R4:1,641⇒R5:1,849)引き続き、継続して取り組まれない。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	利用者のアンケートにおいても「人生100年生き生きプラン」の多岐にわたる講座に興味を持ってくれる人が増えてきた。また3月19日に出された市の「選定評価委員会」の意見具申においても「仕様書以上の成果を出している」との評価を頂いた。これからは謙虚にニーズを掴み、要望に応え地域共生社会における文化・福祉の増進の役割を担っていけるよう取組みたい。	下半期評価	仕様書の内容に沿った事業が実施できている。利用者のニーズを反映した講座内容となるよう工夫を行っておられることが、利用者アンケートで講座内容が「とても満足」と答えた方の割合が昨年度より増加していることからわかる。その結果、講座全体の参加者が昨年度よりも増加した。(R4:3,482⇒R5:3,712)
☆☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P3 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(3)相談・支援に関する業務について				
評価項目2	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	相談・支援業務については、「障害者支援」に力を入れて、従来市の障害福祉課やサポート事業所だけでなく、県の南部健康福祉事務所とも積極的につながりをつけ、対象者家族もキーパーソンとして参加いただくケース会議が実施できてきた。このことで日常的な見守りや状況の変化をいち早く掴み関係機関と共有を図る役割を継続的に担い状況の好転に結び付けられている。	上半期評価	仕様書の内容に沿った事業を実施できている。相談については、隣保館だけでなく、その他関係機関に積極的に働きかけ、連携することができている。今後も、必要に応じて関係機関と連携し、より充実した相談・支援体制を構築していただきたい。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	相談件数については大きな伸びはないが、ここ数年平均して月100件を超える相談を受けている。内容については専門的な高度な相談も増えてきているので、スタッフの力量をアップさせるため、弁護士、社労士、社会福祉士等を含めた専門家にも相談をしながら具体的に相談内容を好転させるよう努力している。当館の相談支援の状況については、県の人権センターからも一定評価を受け「実践力強化講座」において実践報告をさせて頂いた。	下半期評価	仕様書の内容に沿った事業を実施できている。各種関係機関とも多く連携を取る他、ケース会議の呼びかけなど、会館内で完結するだけでなく、他との連携にも力を注ぎ、相談者の問題解決に向けて精力的に取り組んでいただいた。
☆☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(4)教育に関する業務について				
評価項目3	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	積極的な教室開放を続けていることで、小学生にとって教育集会所が学区の友だちとともに過ごせる居場所として定着しつつある。また、会館独自の自主活動学級の運営については、小学生が対象の場合は山田学区の社会福祉協議会、中学生が対象の場合は山田と笠縫の両社会福祉協議会、それぞれから後援を頂き、ともにまちづくりセンターにも開催案内を掲示してもらい隣保館の認知拡大に努めた。	上半期評価	教室開放を引き続いて実施することで、教育担当者と児童生徒との関わりが少しずつ定着しつつある。校園所だけでなく、家庭児童相談室等の関係機関とも連携しつつ、よりいねいな見守りを行っているほか、学区内の公共施設と連携した取組を進められている。
	☆☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	山田まちづくりセンター、笠縫まちづくりセンターに事業案内を掲示頂くとともに、それぞれの学区社協の後援をもらっての事業推進に定着がみられてきた。またケログ社の協力も得た子どもの欠食をなくす取組にも取り組めてきた。ここからは「学区における子どもの生活・学力のセーフティネット」としての認知を広め、いかに学区内の参加者実数を増やすかが求められる。	下半期評価	展開されてきた各種活動を継続することで保護者や子どもの認知度も上がっている。活動を楽しむにしている子どもの姿もあり、今後さらなる成果が期待される。
☆☆☆		☆☆☆		

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(6)提案事業に関する業務について

指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価		
評価項目 4	上半期評価	今年度の事業計画は①2月に山田学区社協と協働しながら親子を対象とした「太鼓人権コンサート」の実施、②夏休みから11月にかけての、山田小学校、松原中学校、山田学区同推協、笠縫学区人推協に呼びかけた「人権標語」の募集・審査・表彰の実施、である。現在のところ②に関して小学校の一部の学年で学習課題のひとつとして取組んで頂き、より多くの児童を巻き込んだ活動が展開できた。	上半期評価	計画どおり、仕様書に沿った内容の事業を実施することができている。昨年度に引き続き、広く関係各所と連携し、事業を実施できた。また、継続して実施することで連携先の取り組み方がより協力的になるなど、良い変化がみられる。普段からの地道な取り組みの成果といえる。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	①長崎被爆クスノキの太鼓を使った人権コンサートには、同日学区内の行事が重なってしまったが、一定の参加が得られ「また聴きたい」との評価も得られた。②人権標語については、学区の中で会館が主体的に行っている事業としての認知が広まってきた。このように計画通りの事業を実施でき、期待以上の効果が得られた。	下半期評価	計画どおり、仕様書に沿った内容の事業を実施することができている。関係各所と連携した事業を継続的に実施することで、隣保館の認知を広げることに寄与している。
	☆☆☆☆		☆☆☆	